

健康保険証新規発行廃止にかかる取り扱いについて

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新規発行・再交付は行われず、受診は健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の使用が基本となります。なお、廃止日前に有効な健康保険証を所有している場合は、当該健康保険証を令和7年12月1日まで利用可能とする経過措置が設けられています。（令和7年12月1日より前に退職等により健康保険の資格を喪失・削除した場合はその時までとなります。）

◆健康保険証◆

資格取得届や被扶養者異動届、氏名変更届、被保険者証再交付申請書等の健康保険証の発行を伴うすべての申請について、交付日が令和6年12月2日（月）以降となる健康保険証は発行されません。

Kenpo News でもお知らせしたとおり、健康保険証の紛失等による再交付申請（申請書の提出と共に再交付手数料の入金が完了したものに限り）、被保険者資格を取得した日・被扶養者になった日が令和6年11月29日（金）までの届書については、同日14:00までに受付処理が行われた場合のみ健康保険証の発行の対象となります。書類不備の場合、発行されませんのでご注意ください。

[例] 令和6年11月30日（土）、令和6年12月1日（日）取得（認定）の交付日は令和6年12月2日となる為、健康保険証の発行はありません。

◆資格確認書◆（カードサイズの厚紙）

「マイナンバーカードを取得していない方」、「マイナンバーカードは取得しているが保険証の利用登録をされていない方」等、マイナ保険証による資格確認ができない方が医療機関等を受診する際に使用することになります。

資格確認書は令和6年12月2日以降、申請による交付となりますが、当組合では当面の間、療養の給付に支障がでないよう資格確認書を新規加入者全員にお送りすることといたします。

恐れ入りますが、既にマイナ保険証をお持ちの方は不要となる為、資格確認書は事業所を通してご返却ください。

「資格確認書」には有効期限が設定されます。

有効期限は「資格確認書」の交付日から4年後の最初の9月30日までとなります。

有効期限が切れましたら破棄いただきますようお願いいたします。

【参考】

交付日	有効期限
令和6年12月2日～令和7年9月30日	令和11年9月30日
令和7年10月1日～令和8年9月30日	令和12年9月30日
令和8年10月1日～令和9年9月30日	令和13年9月30日
令和9年10月1日～令和10年9月30日	令和14年9月30日
令和10年10月1日～令和11年9月30日	令和15年9月30日

◆資格情報のお知らせ◆

令和6年12月2日以降に、健康保険証が新規に発行されなくなり、マイナ保険証では、現行の健康保険証に記載されていた「記号・番号・枝番」が目視できなくなります。

そのため、それらが記載されている「資格情報のお知らせ」下部の切り取り部分を携帯していただくことにより、マイナ保険証が使えない医療機関での受診時（マイナンバーカードとあわせて提示）や傷病手当金や療養費等の申請の際に参照いただく為のものになります。

●「資格情報のお知らせ」の送付スケジュールは以下のとおりです。

令和6年12月2日以降は、届書受付後随時送付いたします。

令和6年9月30日時点、当組合にマイナンバー登録済の方には下4桁記載の「資格情報のお知らせ」を令和6年10月下旬に送付しております。

その時点で交付されていない方は令和7年1月頃一括送付する予定です。

●MY HEALTH WEBの掲載スケジュールは以下のとおりです。

当組合ホームページのMY HEALTH WEBからも確認、印刷ができます。

・下4桁入り令和6年12月末までアップ（令和6年9月30日現在当健保にマイナンバー登録済の方のみ）

・下4桁なし令和7年1月以降アップ予定（詳細は改めてホームページにてお知らせします。）

「資格情報のお知らせ」がお手元に届く前でもマイナポータルにログインしていただき、当組合の情報が掲載されていればオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることが可能です。

原則、加入者全員に送付されます。その後申請などにより資格情報に変更があった場合は、再交付いたしませんのでMY HEALTH WEBやマイナポータルをご活用ください。

◆保険証廃止にかかわる今後の対応について◆

今後想定される対応について下記をご参照ください。

① 医療機関で受診するとき

「マイナ保険証」をお持ちの方	「マイナ保険証」をご利用ください。 「マイナ保険証」を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合や、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する場合等、何らかの事情で資格確認が行えなかった場合は、 <ul style="list-style-type: none">・「マイナ保険証」＋健康保険組合が交付する「資格情報のお知らせ」・「マイナ保険証」＋マイナポータルからダウンロードした「資格情報のPDFファイル」 のいずれかを医療機関等の受付窓口で提示することで、保険診療の受診ができます。 ※「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けることができません。
「健康保険証」をお持ちの方	現在お持ちの健康保険証は、経過措置として（令和7年12月1日まで）ご利用いただけます。経過措置期間終了後の健康保険証の回収は不要となる為、各自で破棄してください。
「マイナ保険証」を保有していない方	・健康保険組合が交付する「資格確認書」

② 現行の健康保険証を紛失したとき

「マイナ保険証」をお持ちの方	「マイナ保険証」をご利用ください。
「マイナ保険証」を保有していない方	「資格確認書交付申請書」をご提出ください。 ※「健康保険証」の再発行では、手数料1,000円をいただいておりますが、「資格確認書」発行の手数料は無料です。

③ 退職したとき

「健康保険証」をお持ちの方	これまで通り現行の「健康保険証」の回収が必要となります。(令和7年12月2日以降回収不要)
「資格確認書」をお持ちの方	「資格確認書」の回収が必要となります。(有効期限切れの資格確認書は回収不要)
滅失の場合	「滅失届」 + 「資格喪失後に係る医療費返還に関する誓約書」
回収不能の場合	「回収不能届」 + 「資格喪失後に係る医療費返還に関する誓約書」

④ 扶養削除したとき

「健康保険証」をお持ちの方	これまで通り現行の「健康保険証」の回収が必要となります。(令和7年12月2日以降回収不要)
「資格確認書」をお持ちの方	「資格確認書」の回収が必要となります。(有効期限切れの資格確認書は回収不要)
滅失の場合	「滅失届」

⑤ 氏名・生年月日・性別・日付訂正等

「健康保険証」をお持ちの方	これまで通り現行の「健康保険証」の回収が必要となります。(令和7年12月2日以降回収不要) ※「資格確認書」が必要な場合は「資格確認書交付申請書」をお送りください。
「資格確認書」をお持ちの方	「資格確認書」の回収が必要となります。(有効期限切れの資格確認書は回収不要) ※「資格確認書」が必要な場合は「資格確認書交付申請書」をお送りください。
滅失の場合	「滅失届」 ※「資格確認書」が必要な場合は「資格確認書交付申請書」をお送りください。

※資格確認書は健康保険証と同様の取り扱いとなる為、被保険者が喪失した時など、現行と同様に事業主において資格確認書の回収をお願いいたします。

⑥ 高齢受給者証の取り扱い

当組合では高齢受給者証は「資格確認書」と一体型となり、高齢受給者該当月の前月に「資格確認書」をお送りいたします。

既に、マイナ保険証をお持ちの方は不要となる為、「資格確認書」はご返却ください。

⑦ 限度額適用認定証の取り扱い

「マイナ保険証」をお持ちの方	申請不要です。マイナ保険証での受診時に同意することで医療機関側で確認できます。
「マイナ保険証」を保有していない方	基本的に申請は不要です。窓口で「同意するので、限度額情報をオンラインで確認してください」と依頼すればご確認いただけます。 それでも提示を求められた場合には、当組合まで申請いただければ、速やかに交付いたします。

⑧ 限度額・適用標準負担額減額認定証（非課税者）、特定疾病療養受領証の取り扱い

「マイナ保険証」の有無にかかわらず申請が必要です。

受付後、これまで同様はがきサイズの認定証・受領証を送付いたします。

◆「資格確認書」の職権交付について◆

経過措置が終了する令和7年12月1日をもって、現行の健康保険証は使用できなくなりますので、マイナ保険証登録状況を確認し「マイナンバーカードを保有していない方」「マイナ保険証の利用登録がされていない方」「マイナンバーカードの電子証明書の有効期間が満了した方」には職権で令和7年11月頃、資格確認書をお送りする予定となります。

その後、国から月に一回マイナ保険証登録状況が当組合に提供されるので、マイナ保険証がないことが確認できた段階で、資格確認書を職権交付いたします。また、それまでの間に資格確認書が必要な場合は「資格確認書交付申請書」をご申請ください。（手数料不要）

ただし令和7年12月1日までの経過措置期間中に有効な保険証を持っている方には、申請を行っても交付されません。

◆マイナンバーカードの有効期限について◆

マイナンバーカードの有効期限や、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書（マイナンバーカードの保険証利用に使われています）の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日まで、電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。

これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

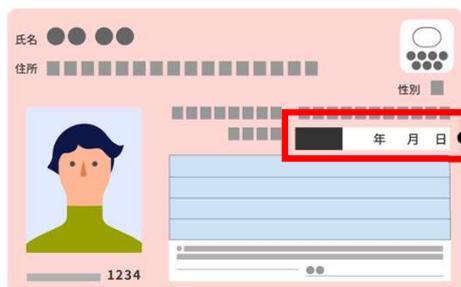


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**※にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル



電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。
※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

(今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書



まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

※詳しくは裏面のQRコードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、 自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。



マイナンバーカードを提示したが、**受付が上手くいかない**

ご提示可能な場合

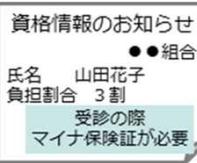
マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で健康保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ



※追加で健康保険証の提示は不要

ご提示できない場合

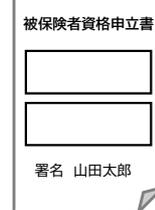
再診の場合

口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれば、職員より
口頭で確認

初診の場合

被保険者資格申立書



※職員より用紙を受取り
記入してください

資格情報のお知らせ ってなに？



- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？



- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータル画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)
平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について

